

台風18号の大雨の影響により被災された地域のお客様に対する支援措置について (災害救助法が適用された地域)

このたびの台風18号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの台風18号の大雨に伴い、災害救助法が適用された仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町を対象に、以下の支援措置を実施します。

なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します。

1. 電話・フレッツ光等の電気通信サービスの基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客様が、避難される等で実態的に当社サービスをご利用できなかった場合には、お客様からのお申し出に基づき、その期間^{※1}の基本料金等^{※2}を無料とします。

* 上記以外のお客様で、当社の設備故障が原因で当社のサービスをご利用できなかった場合、電話・フレッツ光等がご利用できなかった期間^{※2}の基本料金等を無料とします。

※1:ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。(例:30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします) なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

※2:回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

2. 移転工事費の取扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客様からのお申し出に基づき、無料とします。

* 他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

* :口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 対象地域(2015年9月11日現在)

仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町

5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金問合せ受付センター 0120-032-277

<受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除きます)>